

財 第 32 号
令和 3 年 9 月 10 日

各 所 属 長 様

財 政 局 長

令和 4 年度予算編成について（通知）

当初予算編成に向けて一定の前提条件により試算した令和 4 年度概算見込は、引き続き通常収支不足（*）が見込まれる状況であり、本市財政は、人件費や投資的経費の抑制を図ってきているものの、生活保護費等の扶助費や、市債の償還のための公債費などの義務的な経費が高水準で推移している。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、経済回復にも一定期間を要することが懸念され、市税収入の動向をはじめ、財政に与える影響を注視する必要がある、依然として厳格な財政運営が求められている。

そうした中、新型コロナウイルス感染症との共存を前提に、新しい生活様式への対応促進を図り、感染拡大の防止と市民生活・経済活動の維持との両立が持続的に可能となるよう必要な対策を講じつつ、市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築に向け、行財政改革を徹底的に行う必要がある。

以上の認識のもと、令和 4 年度予算についてもこれまでと同様、補填財源に依存することなく収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化に取り組むとともに、「令和 4 年度 市政運営の基本的な考え方」（令和 3 年 9 月）に基づき、限られた財源のもとで、一層の選択と集中に全市的に取り組むことを基本として編成作業を進めることとし、下記の要領により予算算定を行われたい。

なお、感染症の影響を確実に見通すことのできない中での予算編成でもあり、各所属におかれても情報収集に努め、予算算定に機動的に反映していただく必要がある。とりわけ、新型コロナウイルス感染症対策については、国・府との役割分担に応じた財源確保が必要であり、財政局としても予算編成過程を通じて歳出・歳入の両面にわたり精査していくこととしている。

（*：通常収支不足とは、基金など補填財源を活用しない場合の収支不足のことである。）

記

令和4年度予算の算定に当たって

（「令和4年度 市政運営の基本的な考え方」（令和3年9月）より）

- ・新型コロナウイルス感染拡大の防止、市民生活への支援及び大阪経済の再生に向けた取組みなど、必要となる予算を編成する。
- ・予算編成を通じ、引き続き行財政改革を進めるとともに、府・市間の取組みの推進に当たっては、住民の視点等を踏まえ、府・市の役割分担に応じた負担となるよう取り組む。
- ・区長・局長マネジメントのもと、PDCAサイクルを徹底し、選択と集中・スクラップアンドビルドを進め、歳出・歳入両面にわたって更なる自律的な改革に取り組む。
- ・自律した自治体型の区政運営の推進に向け、基礎自治行政に関しては、区長自らの努力で歳入を確保する場合の財源も活用しながら、区長が区の特性や地域の実情に即した施策を展開・充実できるよう、その決定権に基づき、局予算も含め予算を編成する。
- ・公共事業の選択と集中を引き続き進めるとともに、その財源となる市債発行についても、将来世代の負担を勘案し、予算編成を通じ精査する。
- ・財政運営の透明性や財政規律を一層確保する観点から、予算編成過程を公表する予定としている。

上記について、市長の命により通知する。あわせて、以下に留意いただきたい。

(算定に当たっての主な留意事項)

1 配分額

現在、本市は、市民の安全・安心を支えていくため、安定した財政基盤を構築する必要があるとの認識のもと、収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう、通常収支不足の解消に向けて財政健全化の取組みを進めているところである。

所属予算の算定に当たっては、常に成果を意識しながら、施策・事業の目標設定とその達成度、コストパフォーマンスの検証を踏まえるなど PDCA サイクルの徹底を図り、これまでの経緯や手法にとらわれることなく、歳出・歳入両面にわたり自律的な見直しに取り組むこととし、引き続き通常収支不足が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、区長・局長マネジメントをより一層発揮し、施策の選択と集中・スクラップアンドビルドを進めるため、裁量経費は前年度と同額（シーリング±0%）としている。各所属においては、所要一般財源の総額が別途通知する「配分額」の範囲内となるよう算定することを要請する。

また、近年、決算における不用額については増加傾向にあり、執行状況の精査等による不用額圧縮の取組みとして、いわゆる「減額補正」を行ったうえでもなお、多額の不用額が生じている。

限られた財源のもとで多様化する市民ニーズに応えていくためにも、算定に当たっては、決算や予算の執行状況（見込）も踏まえ、既存の施策・事業等を十分精査したうえで、施策の選択と集中・スクラップアンドビルドを進め、単なる一律のシーリング率の設定とするのではなく、重点的に取り組む施策分野を設定するなど、所属内の予算編成方針を策定のうえ、メリハリのある算定を行うこと。

算定における所要一般財源額が「配分額」を下回る場合、下回った額については、財務部担当者と協議のうえ、令和5年度以降の予算編成における所属配分予算において上積みすることができるものとする。

加えて、令和3年度中の節減額等を配分額に上積みすることができる「節減インセンティブ制度」や、年度をまたがる所属マネジメントを後押しし、中長期的な視点も含めた事業見直しの促進を図る「財政効果創出インセンティブ制度」についても活用されたい。

裁量経費に係る市債収入についても、一般会計の市債残高の状況や将来の財政負担を勘案し、シーリング（±0%）を設定することとしているので、別途通知する「配分額」の範囲内となるよう算定されたい。なお、近年、災害の激甚化等を踏まえ、国により地方財政措置されている緊急防災・減災事業債等は積極的に活用するとともに、個別施設計画に基づく更新等により、市債の「配分額」を超過する場合は、財務部担当者と協議されたい。

事業の適債性の有無や地方債区分等に疑義がある場合は、必ず事前に財務部財源課（財源調整グループ）と協議すること。新規事業については特に留意されたい。

2 新型コロナウイルス感染症対策関連経費

感染拡大防止対策や市民・事業者に対する必要な支援など、市民生活や大阪経済の回復を図るための対策に要する経費等については、「令和4年度「新型コロナウイルス感染症対策関連経費」の取扱いについて」（令和3年9月10日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

3 区予算

「自律した自治体型の区政運営」に向けて、新たな区政運営や区長権限の整理を踏まえ、各区長、区シティ・マネージャーの権限・責任のもと、予算編成・執行することを基本としているところであるが、市全体としての整合性を図るうえで、

- ・市全体の方針との整合性

受益と負担の明確化の観点から、受益者には一定の負担を求める必要

- ・全市的な制度設計との整合性

実施する事業の所管局による全市的な整合性の整理が必要

- ・公正性・公平性の著しい欠如などの自治行政原理との整合性

には、十分に留意されたい。

なお、区シティ・マネージャーの決定権に係る局予算及び全市的な制度設計との整合性については、区シティ・マネージャーと局との間で十分に調整を行うよう留意されたい。

なお、区予算算定に当たっては、「区関連予算にかかる財源配分の考え方等について」（令和3年9月10日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

4 重点施策推進経費

全市的な取組みとして重点的に推進する施策は、「令和4年度重点施策推進経費について（照会）」（令和3年9月10日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、「重大な児童虐待ゼロ」の実現をめざすための区の地域実情に即した独自取組みについては、「令和4年度「重大な児童虐待ゼロ」に向けた各区の重点取組みについて（照会）」（令和3年9月10日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

5 資産の組換え

新たなストックの形成につなげるため資産の組換えにより重点的に推進する施策は、「令和4年度資産の組換え施策推進経費について（照会）」（令和3年9月10日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

6 地方創生

「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられ、地方創生の取組みを推進していくための施策については、次に掲げる制度を積極的に活用されたい。

（1）地方創生推進交付金

「令和4年度地方創生推進交付金について（照会）」（令和3年9月10日）により、政策企画室と調整のうえ、積極的に財源として活用されたい。

（2）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について」（令和3年9月10日）により、政策企画室及び経済戦略局と調整のうえ、積極的に活用されたい。

7 市政改革

「市政改革プラン3.0」に基づく市政改革の取組みについては、「市民が本市に暮らすことの満足度」のさらなる向上を図るため、生産性向上の視点を踏まえ、「市民サービスの向上」「コスト削減」「スピードアップ」をめざし、令和5年度までに着実にICTを活用した市民サービスの向上や官民連携、働き方改革などの取組みを進めることとしており、予算算定に当たっては、これらの趣旨を十分に踏まえること。

また、PDCAサイクルの徹底を図るため、令和2年度運営方針の評価及び令和3年度運営方針の中間振り返りの結果を踏まえて、令和4年度の「区・局運営方針（素案）」の検討を進め、その検討内容に基づき令和4年度予算を算定されたい。

なお、令和2・3年度運営方針において撤退・再構築基準を設定した事業で、基準を下回った（見込みを含む）ものについては、事業を同一内容で漫然と継続することがないよう主体的・自律的なPDCAサイクルを推進するという撤退・再構築基準の趣旨を踏まえて、廃止・再構築の内容を検討されたい。

8 国・府の予算編成状況

国や大阪府の予算は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすことから、その編成状況の把握に努め、速やかに対応できるよう留意されたい。

なお、大阪府が公表している、「令和3年度 大阪府行政経営の取組み」（令和3年2月）について、その影響等を把握し、随時、財務部担当者と協議のうえ、算定されたい。

また、府市で締結した覚書「先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業について」（平成27年2月6日付）の方針を踏まえるとともに、当該覚書以外の府と協調して実施する事業等についても、住民の受益と負担の観点や他の自治体の状況を踏まえ、府と市の役割分担に応じた財源負担となるよう十分に協議・調整した上で算定されたい。

9 監査委員報告書指摘事項等

監査委員報告書に記載された指摘事項等については、速やかに予算に反映すること。

10 収入確保

収入については、「収入の範囲内で予算を組むことを原則とする」という財政規律の前提となることから、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくすることはもとより、使用料・手数料などについては、受益と負担の明確化の観点から、事業収支、国・他都市の動向など客観的情勢を常に把握しながら適正な水準への改定を図るとともに、施設利用率の向上、未収金の解消など積極的かつ具体的な増収策を検討されたい。

ただし、収入の見込み方を従前と変更する場合、前年度と比べて大幅に増減がある場合は事前に財務部担当者と協議されたい。

11 広告料収入の確保

広告料収入については、自ら必要な財源を確保し、必要な市民サービスの維持・向上につなげるという観点から、引き続き実施所属の特定財源として取り扱うため、令和4年度についても積極的に取り組まされたい。

ただし、区と局が協力し、一層の広告料収入の確保を図ることを目的に、局所管財産を活用して区が広告事業を実施する場合は、「局所管財産を活用して区が実施する広告事業について」（令和3年9月10日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、大阪市協力広告代理店制度及びネーミングライツパートナー一斉募集事業についても引き続き実施するので、積極的に活用されたい。

12 未利用地の売却推進等

「大阪市未利用地活用方針」において、処分検討地に分類されている未利用地については、可能な限り売却予定時期を明らかにして計画的に売却を進めるとともに、事業予定地についても、当該用地での事業の必要性について早急に精査し、売却が可能なものについては資産流動化プロジェクト用地チームと協議のうえ、積極的な売却に努めること。

なお、財産を令和4年度で売却する場合は、財産売却代(土地売却代、建物売却代、有価証券売却代(ただし、公債費等に係る分は除く)) 予算計上額の20%を上限として「配分額」に加算できるものとする。

未利用地処分に係る財産売却代にあつては、事前に資産流動化プロジェクト用地チームと調整済のものに限り、「未利用地売却促進インセンティブ制度」として、財産売却代の一部を「配分額」に加算できることとしているが、区と局が一体となって未利用地の売却促進に取り組むに当たり、本制度のより円滑な運用が図られるよう、「配分額」の加算割合や加算年度を定めた、「未利用地売却促進にかかるインセンティブ制度について」(平成25年9月30日)及び「未利用地売却促進にかかるインセンティブ制度(配分加算)の対象拡充について」(令和2年9月10日)に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、令和3年度予算に計上した未利用地等が処分できず、令和4年度予算に再計上する場合には、令和4年度「配分額」で調整を行うこととする。

また、売却が困難な処分検討地や事業化に相当な期間を要する事業予定地については暫定的な利用として貸付け等による有効活用を図られたい。なお、こうした観点から、「貸付料収入」については、土地所管局の特定財源として取り扱うこととするが、処分検討地を貸付ける場合、財源として活用できる用途は、未利用地の商品化経費に限る取扱いとすることから、「処分検討地の有効活用による貸付等について」(令和3年9月10日)に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一層の貸付料収入の確保を図ることを目的として、局所管未利用地を活用して、区と局が一体となって貸付等を行う場合、「局所管未利用地を活用して区が実施する貸付等について」(令和3年9月10日)に基づき遺漏のないよう取り扱われたい。

13 未収金対策

未収金対策については、第27回大阪市債権回収対策会議(令和3年8月19日開催)において設定した令和4年度末未収金残高373億円以下の目標を達成できるよう着実に取り組むこととしているので、「令和4年度未収金回収に係る取組について(照会)」(令和3年9月10日)に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

14 市税の軽減措置

政策的な市税の軽減措置については、「税負担の公平性」と「事業の公益性」を十分に比較衡量することが必要であり、また、補助金等と同様の財政支援となることを踏まえ、その必要性を精査するとともに、内容（目的と減免額）を「見える化」する必要がある。

新たに市税の軽減措置を行う場合に係る所要税等は、引き続き編成手続き上、歳出予算同様に扱うこととし、その所要税等については各所属の「配分額」から減額する。算定に当たっては、「政策的な市税の軽減措置に係る事前協議について（照会）」（令和3年9月10日）に基づき、地方税法上の問題、税負担の公平性の問題、適用期間、減収影響額等について、財務部財源課（税財政企画グループ）と協議されたい。

15 森林環境譲与税

森林環境譲与税については、「森林環境譲与税活用事業の募集について（照会）」（令和3年9月10日）により、環境局と調整のうえ、引き続き積極的に財源として活用されたい。

なお、森林環境譲与税の充当対象事業に係る所要一般財源相当額については、環境局及び財政局と協議の上、「配分額」に加算するものとする。

16 日本中央競馬会（JRA）環境整備事業交付金等

日本中央競馬会（JRA）環境整備事業交付金については、「日本中央競馬会（JRA）環境整備事業交付金充当事業の募集について（照会）」（令和3年9月10日）により、都市計画局と調整のうえ、積極的に財源として活用されたい。

17 特定目的基金（蓄積基金）

蓄積基金繰入金については、寄付金等、当該基金の特定の収入を積み立てたものを繰り入れる場合に限ること。

18 補助金等の見直し

補助金等については、これまで「補助金等の見直し調整方針」の考え方に沿って、見直しを進めてきたところであるが、引き続き個別精査を図り、一層の見直しを進められたい。

また、補助金については、令和3年度に終期または検証年度を迎えるものや、令和4年度において見直しを実施するものについては、「補助金等見直しチェックシート」を提出し、財務部担当者と協議されたい。なお、令和4年度予算で新設しようとする補助金についても、協議を行うものと

する。

また、令和4年度予算においても補助金支出一覧を公表していくこととしているため、「令和4年度予算における補助金一覧及び貸付金一覧の提出について（照会）」（令和3年9月10日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

19 外郭団体等への委託料及び出資・出えんの見直し

外郭団体への委託料については、外郭団体への支援といった誤解を招くことがないように、平成24年7月に策定された「外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直しについて」に基づき、事業の廃止や競争入札の導入を進めるなど見直しを行ってきた。

この点を踏まえ、令和4年度予算において、外郭団体及び出資法人への競争性のない随意契約による委託事業を行うこととしている場合で、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第1項に当たるときは、総務局への事前協議が必要であるので、留意されたい。

また、外郭団体及び出資法人への本市からの出資・出えんなどの資本的関与についても、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第3条に基づき、本市の行政目的若しくは施策の達成のため、又は当該関与の目的に応じて必要最小限のものとし、その必要性を適宜見直すよう取組みを進められたい。とりわけ株式資産においては、平成26年11月10日の戦略会議において、「安定的な財政運営をめざした株式資産保有のあり方」について議論し、本市保有の株式は、上場・未上場株式を問わず、基本的に売却する方針を決定したところであることから、適切に予算反映されたい。

20 食糧費等接遇関係経費

近年、国際的イベントの開催やプロジェクト等の取組みがさまざまに展開される中、改めて、食糧費等接遇関係経費の執行のあり方等について、市民からの誤解や不信感を招くことのないよう、過去の市政運営刷新委員会の緊急提言等の趣旨も踏まえて、十分に精査し、算定を行われたい。

21 施設整備等に係る予算

平成27年12月に定めた「大阪市公共施設マネジメント基本方針（令和3年2月一部改訂）」（以下、基本方針）において、今後多くの施設が更新時期を迎え、施設の維持管理・更新等に要する費用が増大することが想定されていることから、中長期的な視点に立って既存施設全般の維持管理等を計画的に進めるとともに、維持管理等に係るコストの縮減や事業の効率化・平準化を図ること。

また、基本方針に基づき、施設の長寿命化を図るとともに、更新等に係る予算算定に当たっては、施設の特性に応じた最適な設置・維持を行うための「持続可能な施設マネジメント」に向けた取り組みを踏まえ、十分に精査すること。

施設の新築・増改築、建替えに当たっては、まずは空き施設や未利用地等の転活用を図ることとし、やむなく用地取得費を予算計上する場合は、不動産鑑定士の意見書が必要となる場合があるので、「土地取得案件の予算算定に係る取扱いについて（通知）」（令和3年9月10日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

施設の新増設及び既存施設の建替え・改修等の施設整備に係る予算については、近年の入札の動向を十分に踏まえ算定に反映することとし、資産流動化プロジェクト施設チームにおける評価及び財産運用委員会高度利用部会における検討・調整を経たもの以外は認めない。（参考：「市設建築物の整備にかかる施設整備計画書の作成について（依頼）」（令和3年7月1日））

また、施設の修繕・更新等に係る予算については、個別施設計画を踏まえつつ、コスト面で有利となる状態監視型の予防保全を推進する観点から、点検結果等により精査のうえ、適時適切な修繕・更新等を予算反映すること。なお、一般施設については、「市設建築物における予防保全に係る評価支援の実施について（照会）」（令和3年4月28日）における評価も参考に検討されたい。

22 市民利用施設等の緊急安全対策

市民の安全・安心確保のため緊急的に対策が必要な修繕等の経費及び維持管理に必要不可欠である法定点検等の経費については、「令和4年度市民利用施設等の緊急安全対策について（照会）」（令和3年9月10日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

23 ICT 関連経費等

ICT 関連経費については、「令和4年度 ICT 関連予算要求について（依頼）」（令和3年7月30日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、承認が必要となる ICT 関連経費につき、最高情報統括責任者の「承認書兼意見書」がない場合は、予算算定調書は受け付けないので留意されたい。

24 貸付金

貸付金の債権放棄に係るこの間の市会での議論も踏まえ、本市から個人へ貸付（団体等を通じ個人へ貸付を行っている事業を含む）を行っている事業については、今日的観点からの事業継続の必

要性を精査するとともに、事業を継続する場合は償還確実性を向上させること。

なお、令和4年度予算においても貸付金一覧として公表することとしているので、「令和4年度予算における補助金一覧及び貸付金一覧の提出について（照会）」（令和3年9月10日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。また、新たに貸付を行うもの及び償還計画や貸付条件の変更を行うものについては、財務部担当者と協議されたい。

25 債務負担行為等

債務負担行為の設定など、将来にわたる財政負担を生じるような事業については、その必要性を十分検討することはもとより、今後の事業費の見込及び事業実施のための財源確保の見通しを厳に見極めたうえで、予算算定を行うこと。

26 特別会計

本市の財政状況に対する評価は、一般会計のみならず、公営企業会計等の経営状況も含めて一体的になされている。特別会計についても、社会構造の変化による収入の減などにより、事業を取り巻く環境は、一層厳しい状況にあることから、更なる収入の確保や徹底した経費の効率化等により、経常収支や資金収支の改善を図ること。

また、将来にわたる経営収支を十分考慮し、建設改良費及び企業債発行額を精査すること。

27 特別会計繰出金等

特別会計繰出金については、総務省基準に基づかない繰出しはもとより、基準内であっても抜本的な見直しを進めてきたところであるが、厳しい財政状況が続くなか、独立採算の基本原則に基づき引き続き縮減を図られたい。とりわけ、新規事項の算定に当たっては、各会計全体の経営収支の状況を十分考慮されたい。

また、地方独立行政法人への運営費交付金等は、効率的・効果的な法人運営となるよう、設立団体としてのマネジメントを行い、各所属において適切に算定すること。

なお、予算計上に当たっての統一的な考え方（「区分ごとの配分額の流用関係」、「節別積算基準等」）を添付しているので留意されたい。

所属配分予算算定の関係調書の提出について

| | |
|------|-------------------------------|
| 提出期限 | 11月4日(木) |
| 提出部数 | 2部(ただし、公開用資料等、必要に応じ追加することがある) |
| 様式 | 別紙のとおり |

令和4年度 所属配分予算算定調書について

【調書編】

1. 会計別説明資料
 - ・会計別総括表（局・室用）（様式 1）
 - ・会計別総括表（区用）（様式 2）
 - ・歳出歳入予算増△減調書（様式 3）
2. 予算事業一覧等
 - ・予算事業一覧（様式 4）
 - ・事業概要説明資料（様式 4 付属資料①）
 - ・区関連予算事業一覧（様式 4 付属資料②）
 - ・一般会計歳入予算一覧（様式 5）
3. 予算事業別調書（様式 6）

※ 留意点等

○調書については、A4縦・左綴じとする。

○「予算事業別調書」について

- ・事業の区分は会計別を問わず、事業別（施策別）とする。
- ・説明責任を果たす観点から、必要なバックデータを整えること。
- ・事業の区分方法、順序等については、財務部担当者と十分協議すること。

○その他、各様式に付してある（注）を参考として、作成されたい。

○別途、参考資料の作成を依頼することがあるので留意されたい。

1. 会計別総括表（局・室用）

・ 一般会計

| 区 分 | | 歳 出 | | | | |
|--------------------------|-------------------------|-------|-------|-------|---------------|---|
| | | 人 件 費 | 物 件 費 | 扶 助 費 | 特別会計 繰 出 金 | 計 |
| 所 属 計 | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | | | | | |
| 裁量経費、 歳出に連動しない歳入 | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | | | | | |
| 財産売却代（土地、建物、 有価証券売却代） | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | / | / | / | / | / |
| 非裁量経費 | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | | | | | |
| 重点施策推進経費 | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症 対策関連経費 | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | | | | | |
| 人件費 | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | / | / | / | / | / |
| 区CM自由経費 | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | | | | | |
| (うち投資的経費) | | 人 件 費 | 物 件 費 | 扶 助 費 | 特別会計 繰 出 金 | 計 |
| | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | | | | | |
| 補助（認証） | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | | | | | |
| 補助（認証外） | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | | | | | |
| 国直轄事業負担金 | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | | | | | |
| 単独 | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | | | | | |
| 受託 | 3 当 初 4 算 定 4 調 整 | | | | | |
| 公債費等 | 3 当 初 4 算 定 | / | / | / | / | / |
| 局・室 合 計 | 3 当 初 4 算 定 | / | / | / | / | / |

1. 会計別総括表（区用）

・ 区長自由経費

| 区 分 | | 歳 出 | | | | 計 |
|------------------------|----------------|-----|-----|-----|--|---|
| | | 人件費 | 物件費 | 扶助費 | | |
| 区長自由経費計① | 3当 4算 4調 | | | | | |
| 裁量経費、 歳出に連動しない歳入③ | 3当 4算 4調 | | | | | |
| 非裁量経費 | 3当 4算 4調 | | | | | |
| 重点施策推進経費 | 3当 4算 4調 | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症 対策関連経費 | 3当 4算 4調 | | | | | |
| 人件費 | 3当 4算 4調 | | | | | |
| (うち投資的経費) | | | | | | |
| 補助(認証) | 3当 4算 4調 | | | | | |
| 補助(認証外) | 3当 4算 4調 | | | | | |
| 単独 | 3当 4算 4調 | | | | | |

・ 区CM自由経費

| 区 分 | | 歳 出 | | | | 計 |
|------------------------|----------------|-----|-----|-------------|--|---|
| | | 物件費 | 扶助費 | 特別会計 繰出金 | | |
| 区CM自由経費計② | 3当 4算 4調 | | | | | |
| 裁量経費、 歳出に連動しない歳入④ | 3当 4算 4調 | | | | | |
| 非裁量経費 | 3当 4算 4調 | | | | | |
| 重点施策推進経費 | 3当 4算 4調 | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症 対策関連経費 | 3当 4算 4調 | | | | | |

| | | | | | | |
|-------------------------|----------------|--|--|--|--|--|
| 区長・区CM自由経費合計 (① + ②) | 3当 4算 4調 | | | | | |
|-------------------------|----------------|--|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|------------------------------|-----|--|--|--|--|--|
| 裁量経費、歳出に連動しない歳入合計 (③ + ④) | 4算定 | | | | | |
|------------------------------|-----|--|--|--|--|--|

所属名 ○ ○ 区

(単位：千円)

| 特 定 財 源 | | | 差引市費 | 起 債 | うち特別債 | 基 金 | 反 則 金 | 再 差 引 費 |
|---------|--|---|------|-----|-------|-----|-------|---------|
| | | 計 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 特 定 財 源 | | | 差引市費 | 起 債 | うち特別債 | 基 金 | 反 則 金 | 再 差 引 費 |
| | | 計 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

配分額 ア

(区CM・区長自由経費 計)

※市税の軽減措置分(減算) イ

※未利用地売却促進(加算)・未利用地貸付等(加算)インセンティブ制度等 ウ

※局所管財産を活用した区の広告事業収入(加算) エ

※節減インセンティブ制度(加算) オ

※財政効果創出インセンティブ制度(加算・減算) カ

※森林環境譲与税にかかる調整(加算) キ

※その他(加算・減算) ク

(単位：千円)

| 特 定 財 源 | | | 差引市費 | 起 債 | うち特別債 | 基 金 | 反 則 金 | 再 差 引 費 |
|---------|--|---|------|-----|-------|-----|-------|---------|
| | | 計 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

配分額合計
(ア～クの合計)

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

・〇〇会計（政令等特別会計）

| 区 分 | 歳 出 | | | | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| | 人件費 | 物件費 | 繰出金 | 公債費 | |
| | | | | | |

・〇〇会計（準公営企業会計）

| 区 分 | 歳 出 | | | | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-------|---|
| | 人件費 | 物件費 | 公債費 | その他費用 | |
| | | | | | |

(注) 1 様式1については局・室が、様式2については区がそれぞれ作成する。

2 本表は、所属ごとの予算総括表となるもので、極力1所属1表にまとめること。

3 特別会計のある場合は、政令等特別会計、準公営企業会計それぞれについて、上記様式にそれぞれ分別の上、一般会計様式に準じて作成すること。区CM自由経費（母子父子寡

4 一般会計については、財政調整基金繰入金、宝くじを除く。

5 一般会計の人件費については、3当初のみ次のとおり記入すること。（4算定は記入し）
 （「歳出」欄の人件費）・・・事業費支弁（はめこみ）人件費を含む全ての人件費
 （「区分」欄の人件費）・・・事業費支弁（はめこみ）人件費を除く人件費（事業費
 従って、「歳出」欄の人件費合計と「区分」欄の人件費では、事業費支弁人件費分の
 なお、投資的経費にかかる人件費は、旧2部人件費のうち選挙費などの臨時的な事業に

6 投資的経費については、次に該当するものを所属計の内数として、区分（補助（認証）
 投資的経費 { 普通建設事業費・・・道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建
 災害復旧事業費・・・暴風、洪水、地震その他異常な自然現象等の
 失業対策事業費・・・失業者に就業の機会を与えることを主たる目
 なお、投資的経費の要件は以下を参考とすること。

- | |
|---------------------------------------|
| ・公共施設の新設、増設、改良のための経費で、その用途が資産形成に資するもの |
| ・用地など不動産の取得に要する経費 ・1件100万円以上の備品等の購入経費 |

7 非裁量経費において、「令和4年度市民利用施設等の緊急安全対策について（照会）」
 とし、それ以外を「非裁量経費B」とする。

8 重点施策推進経費は、「令和4年度重点施策推進経費について（照会）」（令和3年
 の対象事業とする。

9 新型コロナウイルス感染症対策関連経費は、「令和4年度『新型コロナウイルス感染症

10 配分額については、次のア～キ欄の合計額とする。

ア欄には、別途、通知する所属別配分額算定表の額※を記入すること。

※様式1（局・室用）については、区CM自由経費を除いた配分額を記入すること。

※様式2（区用）については、区CM自由経費と区長自由経費を合わせた配分額を記
 イ欄には、新たに実施する政策的な市税の軽減措置に係る減収見込額を記入すること。

ウ欄には、次の配分加算、配分減算の合計額を記入すること。

- ・未利用地売却促進インセンティブ制度による配分加算
- ・未利用地貸付等インセンティブ制度による配分加算（区）・配分減算（局・室）
- ・処分検討地の有効活用による貸付等における配分減算

エ欄には、局所管財産を活用して区が実施する広告事業に係る配分加算額（区）、また

オ欄には、節減インセンティブ制度の額を記入すること。（配分加算）

カ欄には、財政効果創出インセンティブ制度において、新規取組事項の追加や既認定事

キ欄には、森林環境譲与税にかかる調整額を記入すること。（配分加算）

ク欄には、上記ア～キのほかに配分移管等があった場合に記入すること。（配分加算・減

11 一般会計の公債費等欄には、以下を計上。なお、新規項目については財務部担当者と
 （歳出） ・公債費
 ・財政調整基金蓄積

12 「準公」様式中、表頭「その他費用」欄は、現金支出を伴わない経費のみに限ること。

13 特別債の欄には、財源対策債、施設整備事業債、緊急防災・減災事業債を記入するこ
 （3年度財源対策債の対象となる地方債：公共事業等、一般廃棄物処理事業、学校教育

14 区CM自由経費については、様式1・様式2それぞれの該当欄に区CMの指示に基づき算定

15 4年度において区分の変更があったものについては、3年度も変更後の区分とすること

(単位：千円)

| 特 定 財 源 | | | 差引市費 | | | 再 差 引 |
|-------------|-------|-------|------|-----|-----|-------|
| 使用料・ 手数料 | 国府支出金 | そ の 他 | | 起 債 | 基 金 | 一般財源 |
| | | | | | | |

(単位：千円)

| 特 定 財 源 | | | 差 引 | | | | 一般会計 | 再 差 引 |
|---------|-----|-------|-------|--------------|--|-------|--------------|-------|
| 営業収益 | 国・府 | そ の 他 | | 損益勘定 留保資金 | | 企 業 債 | 補助金 出 資 金 | 過△不足額 |
| | | | 過△不足額 | | | | | |

を参考として作成し、「政令等」は運営費と施設整備費に、「準公」は収益的収支と資本的収支
婦福祉貸付資金、介護保険事業会計)についても作成すること。

ないこと)

支弁人件費は人件費以外の区分に含む)

み差が生じることとなるので留意すること。

かかる人件費を除いたものとする。

・補助(認証外)・国府事業負担金・単独・受託)ごとに記入すること。

設等社会資本の整備に要する経費

災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費

的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費

(上記5の投資的人件費、事務費を含む)

・交付先の団体等の資産形成につながる補助等

(令和3年9月10日)の対象事業を「非裁量経費C」(ただし、重点施策推進経費に含まれるものを除く)

9月10日)、「令和4年度『重大な児童虐待ゼロ』に向けた各区の重点取組みについて(照会)」(令和3年9月10日)、

対策関連経費』の取扱いについて」(令和3年9月10日)における別枠措置対象事業とする。

入すること。

(配分減算)

は配分減算額(局・室)を記入すること。

項にかかる配分額の精査により、予算編成通知以降に配分調整を行った額を記入すること。(配分加算・減算)

算)

事前に協議すること。

(歳入) ・公債費財源

①使用料及手数料 廃棄物埋立護岸使用料 など

②国庫支出金 難波宮跡地買上費補助 など

③諸収入(貸付金元利収入)

災害援護資金、国民年金保険料追納資金、大阪港埠頭公社貸付金返還金、

住宅供給公社貸付金返還金 など

・財政調整基金蓄積財源

と。

施設等整備事業)

した額を記入すること。

。

・歳出歳入予算増△減調書

一般会計 様式

| 区 分 | 歳 出 | | | | | 特 定 | | |
|-----------|-----------------|-----|-----|---------------|---|-----|--|--|
| | 人件費 (事業費支弁分) | 物件費 | 扶助費 | 特別会計 繰 出 金 | 計 | | | |
| 3 当 初 | | | | | | | | |
| (うち投資的経費) | | | | | | | | |
| 4 算 定 | | | | | | | | |
| (うち投資的経費) | | | | | | | | |
| 4 - 3 | | | | | | | | |
| (うち投資的経費) | | | | | | | | |

対前年度との主な増△減

| 事 項 | | 歳 出 | 3 当 初 | 4 算 定 | 増 △ 減 | 説 明 |
|--------------------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|
| | 投資的 | | | | | |
| 非裁量経費B | | | | | | |
| | X X X | | | | | |
| | X X X | | | | | |
| 非裁量経費C | | | | | | |
| | X X X | | | | | |
| | X X X | | | | | |
| 重点施策推進経費 | | | | | | |
| | X X X | | | | | |
| | X X X | ○ | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症対策関連経費 | | | | | | |
| | X X X | | | | | |
| | X X X | | | | | |
| 裁量経費B | | | | | | |
| | X X X | | | | | |
| | X X X | ○ | | | | |
| 計 | | | | | | |

- (注) 1. 本調書は、各所属所管予算全体について款別、区分別に増△減を説明するものである。
 事項については、増△減の大きいものはもとより、プレス発表を予定して
2. 本調書における人件費は、事業費支弁分(はめこみ)のみ記入すること。
3. 政令等特別会計、準公営企業会計についても、一般会計に準じて作成すること。
4. 投資的経費に該当する事項については、「投資的」欄に「○」を記入すること。
 なお、増△減説明については、補助(認証・認証外)・国直・単独・受託事業費別に
5. 増△減説明欄は、増減が生じる要因を、必要に応じて単価、件数、人数等の計数を活

所属名 _____

(単位：千円)

| 財 源 | | | 差 引 市 費 | 内 | | | 再 差 引 市 費 |
|-----|--|---|------------|----|-------|-----|--------------|
| | | 計 | | 起債 | うち特別債 | 基 金 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 事 項 | | 歳 入 | | | 説 明 |
|---------|---------|-------|-------|-------|-----|
| | | 3 当 初 | 4 算 定 | 増 △ 減 | |
| 使用料 | | | | | |
| | 非裁量経費充当 | | | | |
| | XXX使用料 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 国庫支出金 | | | | | |
| | 非裁量経費充当 | | | | |
| | XXX補助金 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| (別途)：内数 | | | | | |
| 公債費財源 | | | | | |
| | 〇〇〇 | | | | |
| | | | | | |
| | 計 | | | | |

(局・室については区CM自由経費を含む。区については、区長自由経費のみについて記入すること。) いる事業のうち、新規拡充事業についてももれなく記入すること。

記入すること。

用して、明瞭に説明すること。

会計名 ●●●●●●●● ●●●●●●●●

所属名 ○○区役所・局

上段:歳出額
(下段:所要一般財源)

政令会計は下段を一般
会計繰入金に変更

単位:千円

| 通し 番号 | 科目 (款-項-目) | 事業名 | 担当課 | 3年度 当初① | 4年度 算定② | 4年度 調整③ | 増減 (②-①) | 備考 |
|----------|---------------|-------------------------|------------------------------------|--------------------|--------------------|------------|------------------------|--|
| 1 | 3-1-2 | ○○局職員の人件費 | ○○局職員の人件費 に統一 | 30,000 (30,000) | 0 (0) | | △ 30,000 (△ 30,000) | 4年度算定額 10,000千円のうち、 一部(例:2,000千円、 所要一般財源同額)のみが区 CM事業経費の場合でも 記載する。 |
| 職員費計 | | | 目名称計で中央揃え | 30,000 (30,000) | 0 (0) | | △ 30,000 (△ 30,000) | |
| 2 | 3-1-2 | ○○事業 | □□課 | 25,000 (25,000) | 20,000 (20,000) | | △ 5,000 (△ 5,000) | 区CM 2,000 (2,000) |
| 3 | 3-1-2 | △△事業 | ××課 | 5,000 (0) | 1,500 (0) | | △ 3,500 (0) | |
| 4 | 3-1-2 | ×××××××××××× ×××××事業 | ○○課 | 5,000 (5,000) | 10,000 (10,000) | | 5,000 (5,000) | |
| 5 | 3-1-2 | □□□事業 | □□課 他 | 30,000 (30,000) | 0 (0) | | △ 30,000 (△ 30,000) | 4年度算定 上段 歳出額 下段 所要一般財源 |
| ○○総務費計 | | | 担当課が複数にまた がる場合、スペースを 空け、他で記載 | 65,000 (60,000) | 31,500 (30,000) | | △ 33,500 (△ 30,000) | |
| 所属計 | | | | 65,000 (60,000) | 31,500 (30,000) | 0 (0) | △ 33,500 (△ 30,000) | 区CM 2,000 (2,000) |

(別掲)市税の軽減措置

| 通し 番号 | 科目 (款-項-目) | 軽減内容 | 担当課 | 3年度 当初④ | 4年度 算定⑤ | 4年度 調整⑥ | 増減 (⑤-④) | 備考 |
|----------|---------------|----------------------------|-----|------------|---------------|------------|---------------|----|
| / | / | 経済活性化区域に所在する 固定資産に対する軽減 | ■■課 | - | - (20,000) | | - (20,000) | |

(注)

- 本様式は、予算要求段階、予算案プレス発表時に公表予定。(詳細は別途通知)
- 所属別、会計別、科目(4年度予算)別に記載する。
区については「区長自由経費」分を、局・室については「局事業(区CM自由経費含む)」分を記載。
- 目順に並べ、目ごとに小計を、会計ごとに所属計を記載する。
- 事業名は、市民・市会への各所属における説明責任の観点からも、わかりやすい分類であることが必要。別添の概要説明とともにホームページにおいて予算要求状況等を公表していくこととしており、見やすさなどの観点から精査すること。
(ひとつの事項を整理上分けているものは、一つにまとめる。)

| | |
|---|-------------------|
| 例① 名称 ⇒ 事業の概要が伝わるような名称を | |
| 「一般管理経費」 | → 「○○〇〇庁舎管理経費」 |
| 例② 単位 ⇒ 同様の目的を達成するための事業であれば、まとめることで、事業の概要が伝わりやすい場合も(一定額の予算規模をイメージしつつ) | |
| 「ホームページの運用」 | |
| 「情報コーナー事業」 | |
| 「市民の声」 | → 「広報・広聴・情報発信の充実」 |
| 「区民モニター」 | |
| 「広報事業」 | |
| ⋮ | |
| 「交通事故をなくす運動」 | |
| 「めいわく駐車追放運動」 | → 「交通安全運動事業」 |
| 「高齢者事故ゼロの日運動」 | |
| ⋮ | |

- 事業単位は、新公会計制度における事業別財務諸表の作成単位(施策事業及び管理事業)を踏まえたものとする。
- 歳出に連動しない歳入は記載しない。(所要一般財源の計と財源表の再差引市費とは合致しない)
- 人件費(職員費)については、事業費支弁人件費のみを本体事業費に含めて記載し、それ以外(旧1部人件費、事業費支弁分以外の旧2部人件費)については、3年度当初欄にのみ金額を記載する。
- 政策的な新たな市税の軽減措置については、制度担当所属において、予算事業一覧に記載するものとする。
なお、内容については、財政局(税財政企画グループ)とも調整すること。
- 各局・室における区CM自由経費の事業については、備考欄に区CMと記載した上で、歳出額及び所要一般財源を記載すること。
なお、区CM自由経費が事業の一部(内数)の場合も事業は分割しないこと。
- 4年度調整欄については、算定調書等提出段階(11月4日)では空欄とすること。
- 最終的に市会提出資料にもなるため、事業数に応じた行数の追加・削除は除き、行列の幅・書式等様式の変更は行わないこと。
(事業名が長<3行、4行になる場合は、3行:1行あたり30ピクセル、4行:1行あたり35ピクセルに幅を変更)

事業概要説明資料

(様式4付属資料①)

所属名 〇〇区役所・局

| | | | |
|---------|--|-----|--|
| 事業の通し番号 | | 事業名 | |
|---------|--|-----|--|

〔事業目的〕

〔事業内容・金額〕

(単位:千円)

| 事業内容 | 3年度当初 | 4年度算定 | 備 考 |
|--------------------|-------|--------|-----|
| ・ ●●●●●の推進 | 1,300 | 3,000 | |
| ・ △△△△△の実施 | 2,000 | 2,500 | |
| ・ □□□□□補助金(補助率〇〇%) | 500 | 1,000 | |
| ・ ◎◎◎◎◎との連携業務 | 0 | 1,000 | |
| ・ ▲▲▲▲▲運営経費 | 1,000 | 2,000 | 区CM |
| ・ ■■■■■に係る事務費 | 200 | 500 | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | 5,000 | 10,000 | |

(参考資料)区関連予算事業一覧

様式4(予算事業一覧)の番号とは一致しない

様式4(予算事業一覧)の事業名と一致させること(順番も合わせる)

事業名が3段以上に渡る場合はセル幅を広げてください
2段以下 20ピクセル×2行
3段、4段 30ピクセル×2行

| 通し 番号 | 会計名 | 事業名 | 局名 | 予 算 | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----------------------------------|-------------|----------------------|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | 区合計 | 北区 | 都島区 | 福島区 | 此花区 | 中央区 | 西区 | 港区 | 大正区 | 天王寺区 | | | |
| 1 | 一般会計 | 〇〇事業 | 福祉局 | 15,000 (15,000) | 15,000 (15,000) | | | | | | | | | | | |
| 2 | 一般会計 | △△事業 | 福祉局 | 1,000 (1,000) | 1,000 (1,000) | | | | | | | | | | | |
| 3 | 一般会計 | ×××××××××× ×××××××××× ××事業 | 福祉局 | 0 (0) | 0 (0) | | | | | | | | | | | |
| 4 | 介護保険事業会計 | □□□事業 | 福祉局 | 7,500 (0) | 7,500 (0) | | | | | | | | | | | |
| 福祉局計 | | | | 23,500 (16,000) | 23,500 (16,000) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 5 | 一般会計 | ■ ■ 事業 | こども 青少年局 | 100,000 (20,000) | 100,000 (20,000) | | | | | | | | | | | |
| 6 | 一般会計 | ● ● 事業 | こども 青少年局 | 0 (0) | 0 (0) | | | | | | | | | | | |
| 7 | 一般会計 | ▲ ▲ 事業 | こども 青少年局 | 2,500 (2,500) | 2,500 (2,500) | | | | | | | | | | | |
| 8 | 一般会計 | ★ ★ 事業 | こども 青少年局 | 10,000 (1,000) | 10,000 (1,000) | | | | | | | | | | | |
| こども青少年局計 | | | | 112,500 (23,500) | 112,500 (23,500) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 9 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 21 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 22 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 23 | | | | 0 (0) | | | | | | | | | | | | |
| 区CM自由経費計① | | | | 136,000 (39,500) | 136,000 (39,500) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 区長自由経費計② | | | | 312,415 (270,414) | 312,415 (270,414) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| ①+② | | | | 448,415 (309,914) | 448,415 (309,914) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |

様式4(予算事業一覧)の各区の所属計額を記載する

※1 本様式は、区CMの指示により局・室が作成のうえ、提出すること。なお、予算要求段階、予算案プレス発表時に公表予定。(詳細は別途通知)
 ※2 区合計の局計は、様式4予算事業一覧の備考欄「区CM」の所属計の金額と一致する。(ただし、複数の会計がある局については、すべての

上段：4算定歳出額
 (下段：4算定所要一般財源) (単位：千円)

| 編 | | 成 | | | 主 | | | | 管 | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 浪速区 | 西淀川区 | 淀川区 | 東淀川区 | 東成区 | 生野区 | 旭区 | 城東区 | 鶴見区 | 阿倍野区 | 住之江区 | 住吉区 | 東住吉区 | 平野区 | 西成区 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |

会計の備考欄「区CM」の所属計の金額を合計した額と一致する。

(単位：千円)

| 通し番号 | 科目 | 説明 | 担当所属 | 3年度当初① | 4年度算定② | 増減(②-①) | 備考 |
|------|-------------|-------------------|------|-----------|-----------|----------|----|
| 1 | 16款 使用料及手数料 | | | 400,000 | 330,000 | △ 70,000 | |
| 2 | 1項 使用料 | | | 400,000 | 330,000 | △ 70,000 | |
| 3 | 1目 総務使用料 | | | 400,000 | 330,000 | △ 70,000 | |
| 4 | 1節 ○○使用料 | ○○(施設名) | △△局 | 100,000 | 50,000 | △ 50,000 | ※ |
| 5 | 2節 □□使用料 | □□(施設名) | △△局 | 300,000 | 280,000 | △ 20,000 | |
| 6 | 17款 国庫支出金 | | | 200,000 | 270,000 | 70,000 | |
| 7 | 2項 国庫補助金 | | | 200,000 | 270,000 | 70,000 | |
| 8 | 1目 総務費国庫補助金 | | | 40,000 | 45,000 | 5,000 | |
| 9 | 1節 ▽▽補助金 | | | 40,000 | 45,000 | 5,000 | |
| 10 | | ◇◇事業に対する補助金 | △△局 | 10,000 | 15,000 | 5,000 | |
| 11 | | ××事業に対する補助金 | △△局 | 25,000 | 30,000 | 5,000 | |
| 12 | | (◆◆事業に対する補助金) | △△局 | 5,000 | 0 | △ 5,000 | |
| | | ⋮ | | | | | |
| 120 | 23款 諸収入 | | | 15,000 | 16,000 | 1,000 | |
| 121 | 6項 雑入 | | | 15,000 | 16,000 | 1,000 | |
| 122 | 22目 雑収 | | | 15,000 | 16,000 | 1,000 | |
| 123 | 1節 雑収 | | | 15,000 | 16,000 | 1,000 | |
| 124 | | 広告収入、私用光熱水費に係る収入等 | △△局 | 5,000 | 6,000 | 1,000 | |
| 125 | | ■■収入 | △△局 | 2,000 | 3,000 | 1,000 | |
| 126 | | ▲▲収入 | △△局 | 8,000 | 7,000 | △ 1,000 | |
| | 所属計 | | | 1,300,000 | 1,500,000 | 200,000 | |

- (注) 1 本様式は、各所属ごとの一般会計の歳入を款項目節別に総括したものであり、予算案プレス発表以降に公表を予定している。
- 2 本様式は紙と合わせデータでも提出することとし、提出にあたっては、別途送付するデータを使用すること。
 なお、データ集計の関係上、列幅等の書式については原則変更しないこと。(説明が複数行に及ぶ場合の行幅については変更可)
- 3 各節につき、説明欄に歳入の説明を記載すること。説明の記載は市民・市会への説明責任の観点からも、当該歳入の内容が簡潔かつわかりやすいものとなるよう留意するとともに、以下の考え方を基本とすること。

○事項立ての考え方

- ・原則「一つの節に対し1事項」のみ説明を記載することとし、節内に複数の事項が含まれる場合は「等」で括ること。
- ・廃止などで皆減となるものについては、款～節及び事項のそれぞれで()書きとし、各項目の最後に記載すること。□
- ・次の科目については、表に記載のとりの取扱いとする。

| 科目 | 事項立ての考え方 |
|------------|--|
| 使用料・手数料 | 使用料・手数料の新規設定・廃止を含むものは、別途事項立て |
| 国庫支出金・府支出金 | 対応する歳出ごとに新規・廃止となるものは、別途事項立て |
| 諸収入 | 雑収：単独の事項で1億円以上のものは、別途事項立て 上記以外：「広告収入・私用光熱水費に係る収入等」としてまとめて事項立て |

○説明の記載について

- ・次の科目については、表に記載のとりの表現で統一すること。

| 科目 | 説明の記載 |
|----------------|---|
| 使用料・手数料 | 使用料：使用料徴収の対象となる施設名称等を記載 手数料：「～に係る手数料」で統一 |
| 国庫支出金・府支出金・寄付金 | 「～に対する」で統一 |
| 繰入金 | 「～からの」で統一 |
| 市債 | 「～事業に係る市債」で統一 |

- 4 担当所属欄には、局・室又は区役所名を記載すること。
- 5 使用料・手数料の改定等(4年度新規設定・改定・廃止及び3年度既改定)を含む事項については、備考欄に「※」を記載すること。

| | |
|-----------------------|--|
| <u>共通留意事項</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・「事業期間・スケジュール」を除いて、行の挿入は行わないこと (規定の枠内に簡潔にまとめ、可能な限り表裏1枚とすること) |
| <u>施策分野</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・様式13における施策の分野名を記載すること |
| <u>新規・拡充等の別</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・プルダウンリストより「新規」「拡充」「見直し」「その他」のいずれかを選択すること ・「拡充」「見直し」の定義は様式13を参照のこと |
| <u>条例改正・上程時期・条例名称</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に関連する条例改正案件(予算関連案件)の市会への提出予定について、プルダウンリストより「有」「無」のいずれかを選択すること (「有」の場合は、その時期と条例の名称についても記載すること) |
| <u>うち債務負担の予算化</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業費(所要経費)に含まれる債務負担の予算化に相当する額を記載すること |
| <u>事業要旨</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の要旨を簡潔に要点を絞って記載すること (箇条書きを基本とし、多くとも3点にまとめること) |
| <u>事業目的</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業が目指す目的を簡潔かつ具体的に記載すること (「手段」と「目的」を混同したものとしないよう留意すること) |
| <u>事業内容</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・「2. 事業要旨」の記載内容をより具体・詳細に記載すること |
| <u>事業対象</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を踏まえ、誰を対象として実施するものか(効果が及ぶ対象)をプルダウンリストより選択すること ・なお、「対象の特定なし」の場合を除き「説明」欄には分類の内容を具体的に記載すること |
| <u>全体計画</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・複数年に渡る事業について、年次計画を記載すること ・特にサンセット事業(あらかじめ終期設定した事業)の場合は「事業終了予定年度」を必ず記載すること ・事業進捗の段階ごとに簡潔かつ具体的に記載すること |
| <u>4年度の計画</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画のうち、4年度に実施する内容を詳細に記載すること ・単年度事業や継続事業の場合も当該年度の実施内容を事業進捗の段階ごとに簡潔かつ具体的に記載すること |
| <u>事業手法・契約手法・実施場所</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業手法には、当該事業の実施手法(工事請負・委託・賃貸借(リース)・補助 など)を記載すること ・契約手法には、契約の方法・種類(一般競争入札・指名競争入札・随意契約(企画競争方式) など)を記載すること |
| <u>事業費・特定財源の積算</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・積算にあたっては、単価・数量・期間など、事業費を構成する要素が明確になるような記載とすること ・記載内容が欄に収まらない場合、積算の記載をまとめる(@○○～□□円×△△～◇◇個×■月)など、積算の考え方が把握できる記載とすること(必要に応じ詳細な積算は(様式8)(様式9)を活用することとするが、単に「別紙」としないこと) ・国府補助金については、補助金名称・補助対象経費・補助率を記載すること ・年度途中から実施する事業の場合、平年度化する場合の想定も合わせて記載すること ・複数年に渡る事業(初年度モデルで対象の拡大を目指すものはその額も考慮)は、総事業費も合わせて記載すること |

<その他留意事項>

予算事業別調書の記載について

各所属と財政局双方において、調整に要する時間のさらなる縮減につながるよう、留意点を参考に、適宜記載内容を精査願います

4. 事業費の推移等

| | 元年度 | | 2年度 | | 3年度 | | 4年度 | | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|---------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 見込 | 算定 | 調整 | 見込 | 見込 | 見込 | 見込 |
| 事業費 | | | | | | | | | | | | |
| 特定財源 | | | | | | | | | | | | |
| 国庫支出金 | | | | | | | | | | | | |
| 府支出金 | | | | | | | | | | | | |
| 使用料・手数料 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | |
| 市費 | | | | | | | | | | | | |
| 起債(一般債) | | | | | | | | | | | | |
| 起債(特別債) | | | | | | | | | | | | |
| 蓄積基金繰入金 | | | | | | | | | | | | |
| 差引一般財源 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(イ) 事業評価

1. 課題認識

① 事業実施に至る背景・経過

② これまでの取組・成果

③ 現状・課題・予算反映

[現状]

[課題]

[課題に対する予算反映の内容]

2. 事業効果

[事業効果(目標)]

[再構築基準]

(ウ) その他

(注) ・本調査については、以下の事項に該当する事業について提出すること。
 なお、それ以外の事業についても、必要に応じて用意すること。
 ① 非裁量経費
 ※「令和4年度市民利用施設等の緊急安全対策について(照会)」(令和3年9月10日)の対象事業については、財政局への提出は不要
 ② 重点施策推進経費
 ③ 「令和4年度『新型コロナウイルス感染症対策関連経費』の取扱いについて」(令和3年9月10日)における別枠措置対象事業
 ④ 新規・拡充事業
 ⑤ プレス発表を予定している事業
 作成に当たっては、誰が見てもわかりやすい表現を心がけ、本様式に基づき簡潔に取りまとめること。
 ・上記②重点施策推進経費、④新規・拡充事業は再構築基準を記載し、提出すること。
 なお、再構築基準の記載にあたっては、今後、市政改革室より通知される予定の「令和4年度運営方針等の策定について(通知)」を参照すること。
 また、②④以外についても、各所属において主体的、自律的に再構築基準を設け、PDCAサイクルに取り組むこと。

| | |
|----------------------|---|
| <u>事業費の推移等</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・「予算」欄については、当初予算が骨格予算等の場合、実質的な当初ベースである補正後の計数とすること ・「調整」欄は空白とすること |
| <u>事業評価</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価の記載にあたっては、「PDCAサイクル」「課題と事業効果の結びつき」を意識した説明とすること |
| <u>事業実施に至る背景・経過</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進行や現役世代の負担増など社会一般についての抽象的な説明ではなく、本市を取り巻く状況、また区における傾向・特徴を踏まえ具体的に記載すること ・記載にあたっては、時系列を明確にすること |
| <u>これまでの取組・成果</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・上記背景・経過を踏まえたうえで、<u>これまでの取組及びその結果としての成果を分けて記載すること</u> ・記載にあたっては、時系列を明確にし、所属単位の取組・成果だけでなく、市全体の取組・成果も含め客観的・具体的な数値等を用いて記載すること |
| <u>現状</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・上記②を踏まえた現状について、具体的な指標等を用いて記載すること |
| <u>課題</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・現状から生じている今日的な課題やこれまでの取組を振り返ることによって抽出される課題について、簡潔かつ具体的に記載すること ・課題抽出にあたっては、<u>次項(課題に対する予算反映の内容)との結びつきを意識した記載とすること</u> |
| <u>課題に対する予算反映の内容</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・課題に対し直結する予算反映内容(事業費の一部でも可)を記載すること |
| <u>事業効果(目標)</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・目的につながる目標を、具体的な指標を用いて記載すること ・単年度の指標であるのか、累年の指標であるのかを明記すること(必要に応じ年度ごとに記載すること) |
| <u>再構築基準</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業を廃止もしくは再構築する判断基準を具体的な指標等を用いて記載すること |